

放射性廃棄物の管理・処分

－放射性廃棄物の処分に向けた事業者の取組－



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.94

東海第二発電所の運転を再開すると放射性廃棄物は増えてしまうが、その処理・処分はどうなっているのか。

第25回ワーキング
(2023.10.4) で議論

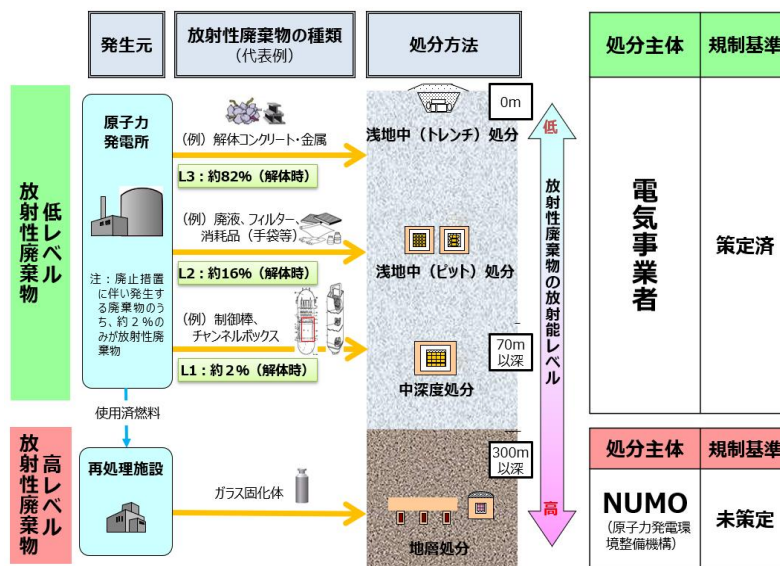
ワーキングチーム検証結果

低レベル放射性廃棄物は、焼却処理などを行い、容量を減らした上で県外の埋設施設に搬出していること、高レベル放射性廃棄物の処分については、事業者が国や原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携して対話活動などに取り組んでいることなどを確認。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○放射性廃棄物の区分

- 放射性物質により汚染された廃棄物を放射性廃棄物といい、発生場所や廃棄物の種類により右図のとおり分類される。
- 原子力発電所から発生するものは低レベル放射性廃棄物、使用済燃料の再処理によって発生するガラス固化体は高レベル放射性廃棄物に区分される。



放射性廃棄物の区分と処分方法（出典：経済産業省HP）

○低レベル放射性廃棄物の処分方法

- 発電所から発生する廃棄物のうち、L2廃棄物については、その種類に応じて溶融、圧縮、焼却等の減容処理・固形化を行い、六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
- L1廃棄物については、処分容器や処分形態について電気事業連合会（電力会社によって設立された任意団体）で検討中
- L3廃棄物のうち、東海発電所の解体廃棄物については、現在敷地内における埋設施設の事業許可申請中

○高レベル放射性廃棄物の処分方法

- ガラス固化体は、放射能レベルが低下するのに長い年月がかかることから、地下300mより深い安定した岩盤に地層処分する計画
- 処分地の選定は、原子力発電環境整備機構（NUMO）が実施主体として、地域の同意を得ながら進める。
- 事業者（日本原電）は、国やNUMOと連携しながら地域との対話活動などに取り組むとともに、NUMOに対する人的支援等を実施